平成２１年（フ）第１６１号
茨城県日立市東町２丁目26番10号
債務者　風間東海壽
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１６２号
茨城県日立市久慈町６丁目33番11―203号
債務者　滝川博由希
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１６３号
茨城県日立市南高野町１丁目21番37号
債務者　菅原　和代
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１６４号
茨城県日立市東成沢町３丁目18番Ｂ―４号
債務者　渡部　　昭
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第３４号
埼玉県秩父市山田1444番地５
債務者　森　真一郎
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第６９号
新潟県上越市大字寺町876番地１　コーポカメリアＡ棟201号
債務者　松岡　浩美
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第３４３号
愛知県江南市木賀本郷町緑73番地、住民票上の住所愛知県江南市布袋町南197番地
債務者　松田　卓已
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１６６１号
京都市西京区川島権田町16番地４
債務者　森脇　公子（旧姓鵜飼）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９６号
京都府京丹後市峰山町荒山774番地
債務者　東　　哲也
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第４２６号
兵庫県赤穂市加里屋中洲４丁目７番地
債務者　西本　章吾
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１２６２号
広島市佐伯区五日市町大字美鈴園40番地９Ｂ101号
債務者　谷利　英人
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４７５号
広島市東区戸坂南１丁目２番１―207号百田市営アパート
債務者　森下　栄二
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５０１号
広島市西区庚午北４丁目８番17―403号
債務者　山岡　辰夫
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５０２号
広島市西区庚午北４丁目８番17―403号
債務者　山岡　文子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５２２号
広島県東広島市黒瀬町楢原194番地236
債務者　西村　八郎
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６１５号
広島市安佐南区東野３丁目29番32―８号
債務者　住井　睦治
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３９１号
香川県丸亀市綾歌町栗熊西1163―１　四国タイヤ寮、住民票上の住所香川県高松市高松町1127番地98
債務者　吉井　勝治
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４１１号
香川県高松市瓦町１丁目４番地９　オレンジハウス903号室
債務者　清水　良子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
高松地方裁判所破産・再生係